

参考3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年10月18日 現在)

		出荷制限	摂取制限
福島県	原乳	2市6町3村※1	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—
	カブ		
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
穀類	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的な経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び宇下馬沢、常葉町塙田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市・渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塙村、旧野庄村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町・月鉢町・閑ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。)、旧掛田町(巣山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所見・明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ口、河原田、東深町、西深町及び東に限る。)及び保原町柱田(挟田、平、宮内、前田、稻荷、菅子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧堰本村(梁川町大関(寺謹、清水、清水沢、松平、久保、櫻塚、里ヶ谷、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧靈山村、旧小手村及び旧宮野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧浜川町及び米沢に限る。)、旧岳下町、旧小浜町、旧塙沢村、旧木舟村、旧井沢村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び睦合村の区域に限る。)及び国見町(旧半田村及び旧小坂村の区域に限る。)

※4 アカメ、アカガレイ、アカシビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメハリ、ウミナガゴ、エゾイソイマメ、キヌネバメル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、マダラガレイ、ヒガシフグ、ヒラ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マコガレイ、マコダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ピノスガイ、キタマラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び塙場への出荷を差し控えるよう請求

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年10月18日 現在)

青森県		出荷制限
水産物	マダラ	青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	黒木ナメコ	大船渡市、釜石市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
水産物	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、入瀬ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
宮城県		出荷制限
	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
野菜類	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	氣仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	くさとうつごみ	氣仙沼市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	こしあぶら	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	ぜんまい	氣仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	クロダイ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	一迫川のうち山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜石ダムの上流(支流を含む。)、三川川のうち秋保ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヒガングフ	
	ヒラメ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
野菜類	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモリカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	
	キンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全城。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	
	原木リタケ(露地栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木ナメコ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須塩原市、那須町
	タケノコ	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	(さそてつごみ)	大田原市、那須塩原市、那須町
	(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	さんしゅう(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	ぜんまい(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	わらび(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。)。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全城。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全城
	シカの肉	全城
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、東吾妻町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全城
	クマの肉	全城
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	桶川町、皆野町
千葉県		出荷制限
	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
野菜類	原木シイタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
その他	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	湯河原町
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村

* 当該県において飼育されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年10月18日現在

福島県		出荷制限
原乳	H23.3.21～: 下記の地域以外	H23.3.21～: 下記の地域以外 H23.3.21～4.8解除: 茅多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉郷村、中島村、西郷村、鶴岡村、鶴川町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除: 福島市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市(福島県のうち、烏崎、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る)、川俣町(木屋の区域を除く) H23.3.21～6.8解除: 田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区片倉字森、原町区高倉字吹木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く)、川原村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く) H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)
		H23.3.21～: 下記の地域以外 H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、櫛倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川町 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村
		H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く)、川原村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く) H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(木屋の区域を除く)、大玉村、郡山市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、平田村
		H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)
		H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村
	ホウレンソウ、カキナ その他すべて	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、櫛倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川町 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く) H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(木屋の区域を除く)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)
		H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(木屋の区域を除く)、大玉村、白河市、矢吹町、櫛倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川町
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く) H23.3.23～10.20解除: 郡山市、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～: 下記の地域以外	H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、櫛倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川町 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く) H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(木屋の区域を除く)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)
		H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、櫛倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川町 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く) H23.3.23～10.20解除: 郡山市、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)
		H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除: 白河市、大玉村、櫛倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川町 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く) H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)
	アブラナ科の花壠類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除: 白河市、大玉村、櫛倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川町 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く) H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、坂井村、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く)、及び大玉村 H23.3.23～10.26解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)
		H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除: 白河市、大玉村、櫛倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川町 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く) H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)
		H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除: 本宮市 H23.3.23～5.16解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、新地町 H23.3.23～5.23解除: 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、新地町 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、坂井村、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く)
		H23.3.23～: 本宮市 H23.3.18～: 伊達市、飯坂村、相馬市、南相馬市、浜江町、双葉町、大熊町、楢葉町、广野町、川俣町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
		H23.4.18～: 福島市
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H23.4.13～: 本宮市 H23.4.25～: 本宮市 H23.4.17～: 伊達市、飯坂村、相馬市、南相馬市、浜江町、双葉町、大熊町、楢葉町、广野町、川俣町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
		H23.4.18～: 福島市
		H23.4.18～: 二本松市
		H23.4.19～: 二本松市 H23.4.22～: 新地町
		H23.4.19～9.9解除: 本宮市
	原木ナメコ(露地栽培)	H23.4.11～: 川俣町 H23.10.31～: 相馬市、いわき市
		H23.9.9～: 櫻倉町、古殿町(紫雲根園に属する野生キノコに限る)
		H23.9.18～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、櫻町、古殿町、石川町、平田村、喜多方市、坂井村、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)
		H23.10.18～: 喜多方市
		H23.10.11～: 篠崎町 H24.10.18～: 金澤坂下町、北塩原村
	キノコ類(野生のものに限る。)	H23.5.9～: 会津若松市、三春町 H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、喜多方市、坂井村、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)
		H23.5.18～: 喜多方市
		H24.8.15～: 昭和村
		H24.10.11～: 篠崎町 H24.10.18～: 金澤坂下町、北塩原村
		H23.5.9～5.30解除: 平田村
たけのこ	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	H23.5.9～6.6解除: いわき市 H23.5.13～6.21解除: 天栄村 H24.4.19～: 福島市、新地町
		H24.4.23～: 広野町
		H24.5.2～: 二本松市、大玉村
		H24.5.7～: 須賀川市
		H24.6.25～: 鹿沼市
	<ささてつ(ごごみ)	H24.4.18～: 伊達市、川俣町 H24.5.2～: 福島市、桑折町、国見町
		H24.5.11～: 伊達市、本宮市、伊達市、桑折町
		H24.5.12～: 川俣町
		H24.5.13～: 三春町、小野町、矢吹町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、双葉町、浜江町、大熊町、天栄村
		H24.5.18～: いわき市
たらのめ(野生のものに限る。)	ふきのとう(野生のものに限る。)	H23.5.9～: 会津若松市、三春町 H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、喜多方市、坂井村、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)
		H24.4.9～: いわき市、喜多方市、坂井村、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)
		H24.4.18～: 伊達市、桑折町、国見町
		H24.4.23～: 伊達市、二本松市
		H24.5.2～: 福島市、白河市、喜多方市、会津若松市、川俣町、喜多方市、坂井村、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)
	こしあぶら	H24.5.10～: 伊達市、桑折町、国見町
		H24.5.17～: 伊達市、喜多方市、坂井村、川俣町
		H24.5.14～: 川俣町
		H24.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町
		H24.4.18～: 伊達市、桑折町、国見町
ぜんまい	わらび	H24.5.2～: 福島市、喜多方市、坂井村、川俣町
		H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町
		H24.5.22～: 福島市、伊達市、桑折町
		H24.5.29～: いわき市
		H24.6.6～: 南相馬市
	ウメ	H24.6.6～: 国見町
		H23.8.29～: 福島市、南相馬市
		H23.10.14～: 伊達市、桑折町
		H24.1.10～: いわき市
		H24.1.20～: 伊達市、南相馬市
ユズ	クリ	H24.9.28～: 二本松市
		H24.10.12～: いわき市
		H23.12.9～: 相馬市、南相馬市

*の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年10月18日現在

福島県		出荷制限
米 (平成23年産)		H23.11.17～: 福島市 (旧小国町の区域に限る。) H23.11.29～: 伊達市 (旧小国町及び旧郡山市の区域に限る。) H23.12.5～: 福島市 (旧福島市の区域に限る。) H23.12.8～: 二本松市 (旧浪川市の区域に限る。) H23.12.9～: 伊達市 (旧往沢村及び旧喜成村の区域に限る。) H23.12.19～: 伊達市 (旧磐田町の区域に限る。) H24.1.4～: 伊達市 (旧磐木村の区域に限る。)
穀類		福島県広野町、猪苗町 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、川内村 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、田代市 (磐梯町、船引町橋道、船引町中山字小塙及び字下高沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内固有林福島森林管理署251号線を除く。)、南相馬市 (福島第一原子力発電所から30キロメートル範囲内の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、原町区高森字牛伏屋、原町区高森字七曲、原町区高字宇摩、原町区高森字五合山、原町区高森字横川、原町区点字行寺及び原町区大原字和田城並びに市内固有林福島森林管理署2004号線を除く。)、福島市 (旧福島市 (速利) 小寺寺及び南向寺を除く。)、旧平田村、旧藤塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松町及び旧金谷村の区域に限る。) 及び月館町御代田村 (北、東、西及び新場ノ内に限る。)、旧磐町 (磐山町山野川に限る。)、旧田村 (磐山町月館 (園) 下、公務川町、川内村及び磐ノ原ノ原に限る。) 及び月館町御代田村 (北、東、西及び新場ノ内に限る。)、旧磐原町石田村 (磐田平、宮ノ内、前田、猪崎、猪崎ノ原、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、旧塙木村 (磐川町大間 (寺島、清水、深水、公子、久保、猪崎、猪崎ノ原) の区域に限る。)、旧塙木村、旧石井村、旧上林村、旧山田村、旧木暮村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村 (岩代町) 及び旧太田村 (東和町) の区域に限る。)、本宮市 (旧白岩村、旧和木沢村 (白沢) 及び旧本宮町に限る。)、栗折町 (旧半田村及び旧鷹合村の区域に限る。) 及び月見町 (旧大木戸村及び旧坂村の区域に限る。) (県の定める出荷制限の対象から除く。)
イカナゴの稚魚		H23.4.20～H24.6.22解除 全域 H23.6.6～: 秋元湖、桧原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 及び福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)
ヤマメ(養殖を除く。)		H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。) H24.3.29～: 新田川 (支流を含む。) H24.3.28～: 太田川 (支流を含む。) H24.4.5～: 鶴川 (支流に限る。) H24.4.24～: 猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし鶴川を除く。) 及び日耀川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。) H24.6.7～: 福島県内の久慈川 (支流を含む。)
水産物		H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。) H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。) H24.3.29～: 秋本湖、桧原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし鶴川及びその支流を除く。) 及び日耀川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。) H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち唐木ダムの上流 (支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流 (支流を含む。)
ウナギ		H24.8.2～: 福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)
アユ(養殖を除く。)		H24.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)、真野川 (支流を含む。)、新田川 (支流を含む。) H24.4.5～: 阿武隈川 (支流を含む。)
イワナ(養殖を除く。)		H24.4.12～: 鶴川 (支流に限る。) H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び桧原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流 (支流を含む。)、長瀬川 (鰐川との合流地点から上流の部分に限る。) 並びに日耀川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。) H24.5.31～H24.9.19解除 磐岩川 (支流を含む。)
コイ(養殖を除く。)		H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び桧原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。) ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。) 並びに長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)
フナ(養殖を除く。)		H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び桧原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。) ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 並びに只見川 (支流を含む。) H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)
アイナメ アカガレイ アカシニア イカナゴ(稚魚を除く。) イシガレイ ウヌメバル ウミタガメ エゾイナメイナメ キツネメバル クロウシジタ クロソイ クロダイ ケムシガラク コモコスベ サクラマス サブロウ シロメバル スクエウダラ スズキ ニベ ヌマガレイ ハバガレイ ヒガングフ ヒラメ ホウボウ ホシガレイ マアナゴ マガレイ マコガレイ マコチ マダラ ムシガレイ ムラソイ マイタガレイ ビノスメイ キタムラサキウニ ナガヅカ マツカワ ホシザメ ショウサイグ		H24.6.22～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接続他の経済水域の外縫締、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)
牛の肉		H23.7.12～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接続他の経済水域の外縫締、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域) H23.8.25～: (一部免除) H23.11.5～: 福島市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯能村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本吉市、桑折町、鹽原町、川俣町、大玉村 H23.12.2～: 那珂市、須賀川市、田村市、白河市、石川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福倉町、矢祭町、塙町、天栄村、亘川村、平
イノシシの肉		H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本吉市、那珂川市、田村市、白河市、楢葉町、浪江町、川内村、葛尾村、大玉村、天栄村、亘川村、古殿町、矢吹町、福倉町、塙町、天栄村、亘川村、平
肉		H23.12.2～: 矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、大玉村、天栄村、亘川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H24.7.27～: 金津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南金津町、北塙原村、湯川村、昭和村、椿枝村
クマの肉		

※ ■の箇所は、出荷制限の対象。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年10月18日現在

青森県		出荷制限
水産物	マダラ	H24.8.27~: 青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山灯台を結ぶ線、両端の中心点の正東の線、北海道えりも町稚内岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森港手前界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた地域
岩手県		出荷制限
たけのこ		H24.5.31~: 一関市、奥州市 H24.4.13~: 鹿島高田市、住田町
原木しいたけ(露地栽培)		H24.4.20~: 大船渡市 H24.4.25~: 一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7~: 花巻市、北上市、遠野市、金ケ崎町、山田町
原木なめこ(露地栽培)		H24.5.10~: 鹿沼市、釜石市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.11~: 一関市、鹿島高田市、平泉町 H24.10.16~: 釜石市 H24.10.18~: 奥州市
	こしあぶら	H24.5.10~: 奥州市、花巻市 H24.5.14~: 釜石市
	せり(野生のものに限る。)	H24.5.15~: 釜石市 H24.5.18~: 住田町
	ぜんまい	H24.5.18~: 一関市、奥州市 H24.5.19~: 住田町
わらび(野生のものに限る。)		H24.5.19~: 鹿島高田市
水産物	マダラ	H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島青森界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
イワナ(養殖を除く。)	イワナ	H24.5.8~: 鶴井川(支流を含む。)及び妙義川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.5.11~: 岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、兩取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.1~: 全域
	クマの肉	H24.6.10~: 全域
	シカの肉	H24.7.26~: 全域
宮城県		出荷制限
たけのこ		H24.5.1~: 白石市、丸森町 H24.6.29~: 黒川市
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H24.1.18~: 白石市、角田市 H24.3.8~: 丸森町 H24.3.15~: 唐松町 H24.4.5~: 伊達町 H24.4.11~: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12~: 黒川市 H24.4.19~: 石巻市 H24.4.20~: 大崎市 H24.4.25~: 鎌美市、東松島市 H24.4.27~: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7~: 川崎町、大町、富谷町 H24.5.9~: 色麻町 H24.5.10~: 七ヶ宿町 H24.5.18~: 大衡村
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~: 黒川市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	H24.4.27~: 大崎市、黒川市 H24.5.2~: 加美町
	こしあぶら	H24.5.9~: 気仙沼市 H24.5.9~: 黒川市、南三陸町 H24.5.11~: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.11~: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17~: 大崎市
	ゼンマイ	
水産物	クロダイ	H24.6.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国技術的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ズスキ	H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国技術的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.5.30~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国技術的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
肉	マダラ	H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島青森界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島青森界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒガングフ	H24.5.2~H24.8.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、セキショダムの上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14~: 大倉川の大倉ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋保大滝の上流(支流を含む。) H24.5.24~: 三追川のうち鶴勝ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)、ただし、鶴川及びその支流並びに源川4号堰堤の上流を除く。)
	ウグイ	H24.5.28~: 江合川のうち喜多方ダムの上流(支流を含む。)及び追川のうち荒利沢ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22~: 一追川のうち白山ダムの上流(支流を含む。)及び利石川のうち金森ダムの上流(支流を含む。)
	牛の肉	H23.8.1~: 全域
	イノシシの肉	H24.5.22~: 角田市、丸森町、山元町
	クマの肉	H24.6.25~: 全域(上記地域を除く。)
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.6.10~: 全域
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23~4.10解除: 全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1解除: 北茨城市、高萩市
	カキナ	H23.3.21~4.17解除: 全域
	バセリ	H23.3.23~4.17解除: 全域
	タケノコ	H24.4.5~: 蕨根市、小堀玉市、つくばみらい市 H24.4.13~: 石岡市、鹿ヶ谷市、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.19~: ひたちなか市、鉾田市、真壁町 H24.4.28~: 北茨城市、大洗町
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小堀玉市 H24.4.6~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市
	原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14~: 土浦市、鉾田市 H23.11.10~: 茨城町、阿見町
	こしあぶら	H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)
	インゲン	H24.5.10~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
	スズキ	H24.5.7~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	二ベ	H24.4.13~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ヒラメ	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コモンカスベ	H24.6.1~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメイカナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17~: 開ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの中海に流入する河川並びに常陸利根川(養殖を除く。)
	ギンブナ	H24.4.17~: 開ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの中海に流入する河川並びに常陸利根川(養殖を除く。)
	ウナギ	H24.5.7~: 開ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの中海に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	肉	H23.12.21~部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	イノシシの肉	H24.6.2~: 以下の地域以外 H23.6.2~H24.10.18解除: 古河市、埼玉市、坂東市、八千代市、境町 H23.8.2~H24.4.9解除: 大子町 H23.8.2~H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.8.2~H24.5.23解除: 白河市、那珂市、城里町 H23.6.2~H24.5.6解除: 由利本荘市 H23.6.2~H24.7.24解除: 水戸市 H23.6.2~H24.8.20解除: 高萩市 H23.6.2~H24.9.12解除: 日立市 H23.6.2~H24.10.5解除: 茨城町 H23.6.2~H24.10.11解: つくば市
茶		*

* の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績: 平成24年10月18日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙町	
カキナ	H23.3.21~4.27解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7~: 鹿沼市 H24.8.9~: 矢板市 H24.8.15~: 那須町 H24.8.29~: 大田原市 H24.10.10~: 塙谷町 H24.10.12~: 那須烏山市 H24.5.1~: 那須塩原市、那須町	
タケノコ	H24.6.7~: 日光市、大田原市 H24.6.13~: 矢板市	
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、益子町	
原木シタケ(施設栽培)	H24.4.12~: 足利市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13~: 備木市、壬生町 H24.2.16~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 芳賀町、那須町	
野菜類	H24.4.12~: 大田原市 H24.5.29~: さくら市 H24.6.4~: 鹿沼市 H24.6.28~: 壬生町 H23.11.7~: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.10.4~: 矢板市 H24.10.16~: 那須町	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.5.1~: 大田原市、那須町 H24.5.2~: 那須塩原市、日光市	
くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 大田原市、那須町 H24.5.2~: 那須塩原市、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 宇都宮市、那須烏山市、塙谷町(野生のものに限る。)	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.15~: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1~: 宇都宮市、日光市 H24.5.14~: 那須塩原市 H24.5.18~: 大田原市	
さんしよう(野生のものに限る。)	H24.5.7~: 日光市、那須町(野生のものに限る。)	
せんまい(野生のものに限る。)	H24.4.27~: 大田原市、矢板市	
たための(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 那須町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市 H24.9.18~: 大田原市	
クリ	H24.9.14~: 那須塩原市、那須町 H24.9.18~: 大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.10~: 鎌ヶ原川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10~: 永野川(支流を含む。) H24.6.20~: 鎌ヶ原川内の鹿島川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7~H24.9.28解禁: 大戸川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30~H24.9.28解禁: 荒井川(支流を含む。)
牛の肉	H23.8.2~: 全域	
肉	イノシシの肉 シカの肉	H23.12.2~: 全域 H23.12.2~: 高山村
その他	茶	H23.6.2~: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8~H24.6.1解除: 栃木市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ カキナ キノコ類(野生のものに限る。)	H23.3.21~4.8解除: 全域 H23.3.21~4.8解除: 全域 H24.9.25~: 沼田市、東吾妻町、嫌我村 H24.10.10~: 高山村 H24.10.18~: 安中市
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27~: 吾妻川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。) H24.4.20~: 鎌ヶ原川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉 グマの肉	H23.12.2~: 全域 H23.12.2~: 高山村
その他	茶	H23.8.30~: 津川市 H23.6.30~H24.5.28解禁: 桐生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16~: 横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ シュニク、テンゲンサイ、サンチュ バセリ セルリー	H23.4.4~4.22解除: 旭市、香取市、多古町 H23.4.4~4.22解除: 旭市 H23.4.4~4.22解除: 旭市 H23.4.4~4.22解除: 旭市
水産物	タケノコ	H24.4.5~: 市原市、木更津市 H24.4.6~: 我孫子市、銚子町 H24.4.11~: 柏市、白井市、八千代市 H24.4.12~: 船橋市 H24.4.18~: 芝山町
農産物	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.11~: 我孫子市、君津市 H23.11.19~: 海老名市 H23.12.22~: 佐倉市 H24.2.23~: 印西市 H24.4.10~: 白井市 H24.4.18~: 千葉市、八千代市 H24.5.18~: 山武市
水産物	ギンブナ	H24.7.19~: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
その他	茶	H23.6.2~: 成田市 H23.6.2~9.7解除: 大網白里町 H23.7.4~H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2~H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2~H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2~: 遠河原町 H23.6.2~8.29解除: 南足柄市 H23.6.23~9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2~10.14解除: 愛川町、清川村 H23.6.23~10.26解除: 相模原市 H23.6.27~10.26解除: 中井町 H23.6.2~11.11解除: 小田原市 H23.6.2~11.10解除: 真鶴町
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20~: 麒井沢町、御代田町 H24.10.1~: 小瀬町、南牧村 H24.10.11~: 佐久市

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年10月18日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～下記の地域以外	
野菜	H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
	H23.3.23～5.4解除: いわき市	
	H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
	H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村	
	H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.4.13～：飯館村	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町	
	H23.9.20～：南相馬市	
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村	
	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	

※ [] の箇所は摂取制限の対象